

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

－今号の目次－

- ◆ 「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリングに出席し、意見を表明（保育三団体協議会）…………… 1
- ◆ （通知）「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた対応について（保育所等における常勤保育士及び短時間勤務の保育士の定義）（こども家庭庁）…………… 3

◆ 「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリングに出席し、意見を表明（保育三団体協議会）



（左から森田副会長、吉田理事長、川下会長）

令和7年4月7日、本会森田信司副会長は、全国私立保育連盟川下勝利会長、日本保育協会吉田学理事長とともに、自由民主党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会に出席し、意見表明を行いました。今回は保育三団体協議会のほか、認定こども園や幼稚園等の保育等関係団体からのヒアリングが行われました。

保育三団体協議会では、本年度の保育三団体協議会幹事団体である川下勝利会長より人口減少下の保育や保育士等の職員配置の改善等を含む下記事項について伝えるとともに、森田信司副会長からは、全保協として公立施設の課題等についても発言しており、検討いただきたいことを伝えました。



（発言する森田副会長）

各団体のヒアリング後には意見交換が行われ、出席議員からは、人口減少地域への対応、自治体ごとのローカルルールについてこども家庭庁として働きかけを強化すべきこと、処遇改善のあり方や発達障害の子どもが増える中での専門職の配置等について意見が出されました。

(意見書一部抜粋)

○人口減少下の保育について

日本のどこに生まれても、「すべてのこども」が等しく質の高い保育を受けることができるよう、以下のことを望みます。

- ・すでに危機的な経営状況にある人口減少地域の保育施設への支援。特に認可保育所の最下限の定員である 20 人を、入所児童が下回っている施設への早急な対応。

○良質な保育のための配置基準改善について

質の高い保育の提供のためには、手厚い職員配置が不可欠です。保育士のみならず調理員や事務職員等を含めた配置基準そのものの向上とともに、今般の加算による対応について以下のことを望みます。

- ・ 1 歳児配置改善加算について、すみやかに基準そのものの改善につなげていただくことと、ICT の活用や平均経験年数などの加算趣旨と異なる取得要件の撤廃。
- ・ 4 歳以上児配置改善加算について、本来その趣旨が異なるチーム保育推進加算やチーム保育加配加算の取得により適用がなくなる不整合の整理。
- ・ 現行定員 40 人以下で 1 人、それ以上でも 2 人とされている調理員等の配置基準改善。また、看護師や栄養士、事務員等保育士以外でもこどもの育ちを支えている職員がいることに鑑み、それら職員の配置基準の検討。
- ・ 認定こども園における主幹保育教諭が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、保育所における主任保育士は要件を満たした場合に加算により措置される現状であることから、主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させることができるよう、公定価格上の配置基準に含む専任必置化。

○制度の円滑な施行について

令和 7 年度からの「保育政策の新たな方向性」により、様々な施策が打ち出され、保育政策の充実が図られています。現場において制度の理解が充分に進み、混乱が生じることなく円滑に施行できるよう、以下のことを望みます。

- ・ 処遇改善等加算の一本化など、特に理解の難しい制度の移行に関する十分な準備期間と説明機会の確保。

○社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の堅持・継続について

保育所は運営費が市町村からの委託費（「個別費目の積み上げ方式」）であり、包括的な報酬制度とは性格が異なることから、人材確保の観点からも本制度の堅持・継続をお願いします。

○物価高への対応について

最近の急激な物価高の中でも健全な園運営ができるよう、運営費の緊急的な上乘せをお願いします。



(発言をする加藤鮎子小委員長)



(発言をする後藤茂之本部長)

詳細な意見書は、別添 PDF 資料をご確認ください。

◆ (通知)「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた対応について(保育所等における常勤保育士及び短時間勤務の保育士の定義)(こども家庭庁)

令和 7 年 3 月 26 日、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた対応について(通知)がこども家庭庁より発出されました。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)」(以下「最低基準」という。)で規定されている定数上の保育士の考え方に関しては、これまで「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和 3 年 3 月 19 日付厚生労働省子ども家庭局長通知)において、保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いが示されてきました。

また、常勤保育士及び短時間勤務の保育士の定義については、「保育所等における常勤保育士及び短時間勤務の保育士の定義について(通知)」(令和 5 年 4 月 21 日付こども家庭庁成育局長通知)において明確化されています。

今般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)を踏まえ、こども家庭庁において、令和 5 年通知の運用状況に関する調査が実施され、その結果を踏まえて、改めて常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を周知するとともに、当該定義に係る国への相談窓口が設置されました。

本通知によると、保育所等における最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、以下の者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうこと。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの

相談窓口へは、下記リンクよりアクセスください。

【国への相談窓口】

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義の運用に係る要望受付フォーム

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRKRthEDUtG5NslvcyZC-_DBUOUw1VVVFMUNLRjUyMFhUVVdOTj1PT1hGQi4u

令和7年4月7日

自由民主党 政務調査会
「こども・若者」輝く未来創造本部
少子化対策・こども若者支援等小委員会
委員長 加藤 鮎子 先生

公益社団法人 全国私立保育連盟
会 長 川下 勝利
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 吉田 学
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会 長 奥村 尚三

意見および要望

○人口減少下の保育について

日本のどこに生まれても、「すべてのこども」が等しく質の高い保育を受けることができるよう、以下のことを望みます。

- ・すでに危機的な経営状況にある人口減少地域の保育施設への支援。特に認可保育所の最下限の定員である20人を、入所児童が下回っている施設への早急な対応。

○良質な保育のための配置基準改善について

質の高い保育の提供のためには、手厚い職員配置が不可欠です。保育士のみならず調理員や事務職員等を含めた配置基準そのものの向上とともに、今般の加算による対応について以下のことを望みます。

- ・1歳児配置改善加算について、すみやかに基準そのものの改善につなげていただくことと、ICTの活用や平均経験年数などの加算趣旨と異なる取得要件の撤廃。
- ・4歳以上児配置改善加算について、本来その趣旨が異なるチーム保育推進加算やチーム保育加配加算の取得により適用がなくなる不整合の整理。
- ・現行定員40人以下で1人、それ以上でも2人とされている調理員等の配置基準改善。また、看護師や栄養士、事務員等保育士以外でもこどもの育ちを支えている職員がいることに鑑み、それら職員の配置基準の検討。
- ・認定こども園における主幹保育教諭が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、保育所における主任保育士は要件を満たした場合に加算により措置される現状であることから、主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させることができるよう、公定価格上の配置基準に含む専任必置化。

○制度の円滑な施行について

令和7年度からの「保育政策の新たな方向性」により、様々な施策が打ち出され、保育政策の充実が図られています。現場において制度の理解が十分に進み、混乱が生じることなく円滑に施行できるよう、以下のことを望みます。

- ・ 処遇改善等加算の一本化など、特に理解の難しい制度の移行に関する十分な準備期間と説明機会の確保。

○社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の堅持・継続について

保育所は運営費が市町村からの委託費（「個別費目の積み上げ方式」）であり、包括的な報酬制度とは性格が異なることから、人材確保の観点からも本制度の堅持・継続をお願いします。

○物価高への対応について

最近の急激な物価高の中でも健全な園運営ができるよう、運営費の緊急的な上乘せをお願いします。

「人口減少地域の保育所問題について」報告書《骨子》

令和7年3月14日 社会福祉法人日本保育協会 保育問題検討委員会

<背景について>

保育所を取り巻く環境は、数年前までは待機児童が社会問題となり、保育所等の受け皿整備が最大の課題であった。しかし、近年、少子化は予想を超える早さで進み、特に人口減少地域においては、定員割れ、統合・閉園などが報告されており、これらの傾向は今後さらに拡大することが予想される。

保育所は、従来からその時代の要請に応えつつ、いつの時代も変わらずにこどもの健やかな育ちの場を提供し、子育て家庭を支援し続けてきており、保育所は地域にとって必要不可欠な社会基盤となっているところである。

保育を取り巻く状況は地域によって大きく異なっており、①当分は安定していくと思われる地域や②急激な人口減少のため既に運営が不安定になっている地域、そして、③入所児童が極端に少なく既に運営が困難となった地域があり、それぞれの異なった状況・立場での施策及び対応について整理をすることとした。

また、既に多くの保育園においては、地域ニーズに応え、かつ運営を安定化させるため、地域子育て支援や障害のあるこどもの保育、卒園児の受け皿など、いわゆる「多機能化」に取り組んでいるが、マンパワーや経費面など実践に当たっては課題がある。人口減少地域に限った問題ではないが、人口減少地域における事業運営を確保するためにも、早急な課題対応を求めたい。

【提 言】

<総論>

- 現在、国が進める「こども誰でも通園制度」など、今後、すべてのこどもを対象とする保育の更なる発展が必要である。これは、国、自治体の他、我々保育事業者もよく認識し、個々のニーズに柔軟に対応していく必要がある。
- 令和6年度の補正予算「過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業」のような、事業者の意欲と地域住民の希望を最大限汲取ろうとする意欲的な取組みは、継続的に国が財政支援を行うべきである。
- 各種基金を活用した子育てに関する事業など自治体独自の取組みの促進、取組み状況の見える化を進め、相互に刺激を受けることで更なるブラッシュアップを目指すべきである。

<具体的事業の提言について>

① 適切な保育計画の策定について

都道府県、市区町村に対して、現在の急激な児童の減少に対応した適切な保育計画を一刻も早く進めるよう指導すべきである。現在の計画は待機児童時代のもので多いので今の急激な人口減少に応じたものに早急に改善すべきである。

特に計画策定・改定にあたっては、地域の保育事業者(団体)と十分・率直な意見交換を行うことを徹底するよう、強く働きかけてほしい。

② 最小定員を下回る施設の補助金等について

緊急避難的に当面、利用児童数が20名以下について、特例措置等を創設すべき。人口減少地域の保育所では、職員のやりくりに余裕はなく、残業が恒常的となり、有給休暇の取得も困難である。入所児童も多くは1日11時間預かっているのが現状であり、このような地域では常勤職員を補完する短時間の非常勤職員もおらず、1日11時間週6日の開所を維持することは非常に困難である。世の中の働き方改革が進む中、これらの地域の保育士等の働き方改革はまったく改善されず、施設の運営自体が危うい事態となっている。したがって、公定価格における更に細分化した定員区分の設定若しくは園単位での特例承認、公定価格で担保できない場合は別途、別の補助金を設けるべきである。

③ 主任保育士・主幹保育教諭等の専任化加算の条件について

入所児童が少ない地域では、加算の条件が満たされない場合があり、保育士の確保と安定的運営のため、主任保育士・主幹保育教諭等の専任化加算の条件緩和、または撤廃をすべきである。

④ 保育士確保対策について

保育士養成校に通う学生数も減少し、有料職業紹介事業者の紹介料も高額(80万円～90万円)となっており、特に人口減少地域では人材確保がますます困難な状況にある。新卒者並びに有資格者の経験者採用について困難な状況が続く中、具体的には保育士の入れ替わりが生じてしまう現状があり、各種加算要件について、採用までの空白期間は、「通年」として公定価格を適用すべきである。

⑤ 調理員・栄養士の確保対策について

園児の食事提供について、アレルギー対応食や離乳食等「一人ひとりのこども」への配慮が増え、栄養管理に基づいた食事提供だけでは対応できないことや、新型コロナ禍の調理員罹患により食事提供に難渋した経験から、次の見直しを検討すべきである。

・栄養士

配置基準として明確化し、公定価格の基本分として位置づけること。

・調理員

現行の公定価格における利用定員要件「40人以下は1人」では休めないことに加え、他の利用定員要件についても、調理員人数を引き上げること。

⑥ 統廃合に伴う施設長の複数配置について

統廃合に伴う人員整理に当たって、施設長の複数配置を時限的に認める等の経過措置について検討すべきである。

⑦ 就学前教育・保育施設整備交付金の確実な確保について

保育施設の増改築に係る費用については、こどもの安全な生活を守る必要があり、また、

市町村や保育所の増改築計画が狂わないように、自治体の申請に対して財政支援を確実なものにすべきである。

また、一部自治体にみられるような自治体自身の財政事情をもって、国庫補助による増改築に消極的な対応をとらないよう強い指導をお願いしたい。

⑧ 障害児保育の新たな対応について

障害児保育は既に一般財源化されているが、当時は想定し得なかった「発達障害」や「被虐待による愛着障害」が増加している。インクルージョンの推進の観点からも、保育士の確保だけでなく OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、ST(言語聴覚士)、公認心理士などの専門職種の関わりが必要であり、これらに対して措置を講じるべきである。

⑨ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の堅持・継続について

保育所については、介護や障害福祉と異なり、イコールフットリングとは言えないこと(約3割公立)、保育所の運営費は市町村からの委託費(「個別費目の積み上げ方式」)であり、包括的な報酬制度とは性格が異なることから、人材確保の観点からも堅持・継続すべきである。

⑩ 過疎地域に勤務する者への対応について

現在の仕組み(地域区分、都市部の手厚い補助)では、どうしても保育士等は都市部に流れてしまう構図となっている。これを食い止めるため、過疎地域等に勤務する場合の特別な手当の創設を検討すべきである。

⑪ 異年齢保育の研究、検討について

少子化が進行すると、現在の一部の保育施設で実施されている「異年齢保育」を、多くの施設が実施していく可能性がある。「異年齢保育」のあり方や必要性を研究、検討すべきである。

⑫ 広域通園の対応について

保育所の統廃合等により、広域での通園を余儀なくされるこどもへの、安全な交通手段を確保することに配慮してほしい。(例:国庫補助以外の送迎ステーションなどへの助成)

⑬ 多機能化への対応について

地域の中で最後の一施設となった場合、当該施設だけで「障害児保育」や「地域交流拠点」を担うのには限界があり、これらに対応できる特別な配慮をすべきである。また、現在保育所で行っている規定事業とは異なる「放課後児童」や「災害拠点」といった事業を実施できるよう、柔軟にかつ思い切った支援を行うべきである。

⑭ 法人・施設の廃止時の対応について

⑭－１ 社会福祉法人解散時の残余財産の取り扱い及び施設の処分費用について

社会福祉法人が解散する場合は、法人設立時等の寄付者の持ち分、余剰金の配分はなく、解散時の残余財産は、社会福祉法人のほか学校法人、公益財団法人等の社会福祉事業を行うか、または国に帰属することとなる。今まで子どもの育ちを助けるために社会貢献をしてきて、その必要がなくなったら全て没収され、かつ施設の処分費用ものしかかる。さらに、十分な処分費用がない場合、空き家となり、当該地域の防犯上の問題も発生することとなる。したがって、これらの費用に対して何らかの配慮をすべきである。

⑭－２ 施設閉園時の原状回復義務について

法人・施設の廃止の際の一定の撤退コスト(借地の原状回復に伴う解体費等)について、負債性引当金としての計上について検討すべきである。

⑭－３ 施設閉園時の施設整備補助金の返還に関する取扱いについて

昨今の急激な人口減少は誰もが予想されていなかった事態であり、したがって、施設の整備時においても予想は困難であった。したがって、これらは入園児の減少という偶発的・後発的な要因であるので、施設廃止に伴う財産処分による施設整備補助金の返還に際しては、特例的な減免について検討すべきである。



令和7年4月7日

「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会

意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障するために

- ・ 保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。
- ・ 人口減少地域においても、その役割を果たすため、認可を受けた保育施設等として、地方自治体が連携を密にして、責任を持って存続させることを要望します。
- ・ 令和7年度に「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」が実施される予定ですが、人口が減少しているのは対象自治体（全部過疎自治体やみなし過疎市町村）だけではありません。
- ・ 今回対象とならない自治体においても、今回構築されるモデルを活用し、取り組みができるよう、引き続き支援いただくことを要望します。
- ・ また、子どもの数が減少するなか、地域の子どもの育ちを支えるために積立金を取り崩しながら運営してきた保育施設は、閉園しようにも閉園にあたっての費用を準備することができず閉園できないという状況も発生しています。
- ・ 過疎地域含め、人口減少地域における保育機能確保のあり方については、保育関係者の意見を十分に聞いて検討いただくようお願いします。

2. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度となるために

- ・ 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること』が主旨であるはず」です。
- ・ 0, 1, 2 歳児が対象であり、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性

のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける）。

- また、「こども誰でも通園制度」においては、昨年度試行的事業が実施され、今年度は地域子ども・子育て支援事業により実施されます。現在でも各自治体により利用時間が大きく異なるなど、地域での格差が生じているとの声があります。給付として全国で実施するにあたっては、自治体間であまりに大きな格差が生じることは望ましくないと考えます。
- 全国的な実施に向けては、各自治体の現状に合わせての実施としつつも、国において、基本的な基準やルールを明確に設定いただき、自治体や「こども誰でも通園制度」実施者に対して示していただくことが必要です。

3. 公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計としてください

- 少子高齢化による人口減少が進み、子どもの数が少なくなっていくなか、地域の保育機能を維持するため、公立保育所・公立認定こども園は大きな責任と役割を担っています。
- そうしたことを踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する子ども・子育てを支援する制度において、公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計を要望します。
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、「保育政策の新たな方向性」等を検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の1つとしていただくよう要望します。

4. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- そのためには日本の長時間労働を是正する施策をすすめることが必要であり、「こどもまんなか実行計画 2024（概要）」のなかにも「柔軟な働き方の推進」「長時間労働の是正」が挙げられています。
- その一方、保育所等においては 11 時間開所や土曜開所が求められています。保護者

の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。

- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するためにも、11 時間開所が求められる保育所等の開所時間のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。